

## 米国における ICSID 仲裁判断の執行と 外国主権免除法 (FSIA)

Enforcement of ICSID Awards and Foreign Sovereign Immunities Act (FSIA)  
in the U.S.

Mobil Cerro Negro, Ltd. v. Bolivarian Republic of Venezuela,  
863 F.3d 96 (2d Cir. 2017)

田村 侑也\*

### I. はじめに

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約<sup>1)</sup>(以下、「ICSID 条約」)の下で行われる ICSID 仲裁において、その仲裁判断は、すべての同条約締約国において執行可能である<sup>2)</sup>。その主要な執行地である米国においては、連邦制定法である 22 U.S.C. § 1650a<sup>3)</sup>(以下、「第1650a

\* 中央大学法学部助教・中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

1) Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States, *opened for signature* March 18, 1965, 575 U.N.T.S. 159.

2) ICSID 条約第54条 1 項は次のように規定する。

「各締約国は、この条約に従って行なわれた仲裁判断を拘束力があるものとして承認し、また、その仲裁判断を自国の裁判所の確定判決とみなしてその仲裁判断によつて課される金銭上の義務をその領域において執行するものとする。連邦制の締約国は、連邦裁判所により当該仲裁判断を執行することができ、また、連邦裁判所が当該仲裁判断を州裁判所の確定判決とみなして取り扱うことを定めることができる。」

3) 第1650a 条は次のように規定する (筆者訳)。

条」)が、連邦地方裁判所におけるICSID仲裁判断の執行を可能にしている。ところが同条は、ICSID仲裁判断の具体的な執行手続の在り方までは規定していない<sup>4)</sup>。このため、自己に有利なICSID仲裁判断を得た投資家が、米国においてその仲裁判断を執行する際に<sup>5)</sup>、敗れた当事者である投資受入国に対する事前の告知なしに、一方的に(*ex parte*)執行の申立てを行うことで足りるのか、それとも執行手続の相手方が米国にとって外国国家であることから、米国の外国主権免除法(Foreign Sovereign Immunities Act, 以下、「FSIA」)が適用され、同法の規定に従った執行のための本訴訟<sup>6)</sup>(以下、「執行訴訟」)を提起しなければならないのかについて、連邦地方裁判所の間で解釈が分かれていた<sup>7)</sup>。

---

「(a) 当該[ICSID]条約の第4章に従って下された仲裁廷の判断は、合衆国の条約の下で発生する(arising)権利を生じさせる(create)ものとする。そのような判断によって課される金銭上の諸義務は執行され、また当該判断が諸州の一つの[州の]一般管轄権の裁判所の確定判決とみなされ、同一の十分な信頼と信用が与えられるものとする。連邦仲裁法(9 U.S.C. 1以下)は当該条約に従って下された諸判断の執行には適用しないものとする。

(b) 合衆国の諸地方裁判所(合衆国法律集第28巻460条において列挙される諸裁判所を含む)は、訴額にかかわらず、本条の(a)項の下での諸訴訟および諸手続について専属管轄権を有するものとする。」

- 4) Caline Mouawad et al., United States, in Julien Fouret ed., *Enforcement of Investment Treaty Arbitration Awards: A Global Guide, Second Edition* (Globe Law and Business, 2021) p. 736参照。
- 5) 本稿において、米国におけるICSID仲裁判断の執行(enforcement)とは、ICSID仲裁判断に基づく強制執行を可能にするために、米国法上執行可能な(enforceable)状態にする手続であり、ICSID仲裁判断についての判決を登録する(entry of judgment)手続を指す(後注20)も参照。
- 6) 本訴訟(plenary action)は、「正式のpleading(訴答)とtrial(正式事実審理)による通常の民事訴訟。…略式・特別の手続に対する用語」と説明される。田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会, 1991年)644頁。
- 7) そのような解釈の相違については、Mouawad et al., *supra* note 4, pp. 736-738, Abby Cohen Smutny et al. “Enforcement of ICSID Convention Arbitral Awards in U.S. Courts,” *Pepperdine Law Review*, Vol. 43, No. Special Symposium Issue (2016)

すなわち一方で、投資家による一方的申立てによって直ちに ICSID 仲裁判断の執行を認める *ex parte* アプローチが、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「N.Y. 南部地裁」）により採用されてきたのに対し、他方で、FSIA の規定に従った執行訴訟の提起を求める FSIA アプローチが<sup>8</sup>、コロンビア特別区連邦地方裁判所（以下、「D.C. 地裁」）を中心に採用されてきた。N.Y. 南部地裁は、1986年の *Liberian Eastern Timber Corp. (LETCO) v. Government of Republic of Liberia* 事件判決<sup>8)</sup>以来、一貫して *ex parte* アプローチを採用してきたが<sup>9)</sup>、2009年の *Siag v. Arab Republic of Egypt* 事件判決<sup>10)</sup>では、その根拠となる法文として、第1650a 条とともに、同地裁が所在するニューヨーク州の民事手続規則（*New York Civil Practice Law and Rules*, 以下、「CPLR」）第54条<sup>11)</sup>を挙げた。CPLR 第54条は、州外判決債権者による一方的申立てに基づく判決登録手続を認めており、N.Y. 南部地裁は、ICSID 仲裁判断についても、その謄本等の提出のみによって判決登録が可能であって、相手国への告知も事後的なもので足りるとした。これに対し、FSIA アプローチの方は、比較的最近に、ヴァージニア州東部地区連邦地方裁判所による2012年の *Continental Casualty Co. v. Argentine Republic* 事件判決<sup>12)</sup>での採用に始まり、その後 D.C. 地裁が2015

---

pp. 659–665, および Sophie Davin, “Enforcement of ICSID Awards in the United States: Should the ICSID Convention Be Read as Allowing a Second Bite at the Apple,” *New York University Journal of International Law and Politics*, Vol. 48, No. 4 (2016) pp. 1278–1292 も参照。

8) 650 F.Supp.73 (S.D.N.Y. 1986).

9) N.Y. 南部地裁における *ex parte* アプローチに基づく執行事例については、New York City Bar, *Recommended Procedures for Recognition and Enforcement of International Arbitration Awards Rendered Under the ICSID Convention* (2012) (at <https://www2.nycbar.org/pdf/report/uploads/20072262-ProceduresforAwardsunderICSID.pdf> (as of April 20, 2021)) pp. 19–26 も参照。

10) No. M-82, 2009 WL 1834562 (S.D.N.Y. June 19, 2009).

11) *New York Civil Practice Law and Rules* § 54 (Enforcement of Judgments Entitled to Full Faith and Credit).

12) 893 F.Supp.2d 747 (E.D.Va. 2012).

年に *Micula v. Government of Romania* 事件判決<sup>13)</sup>において採用し、投資家による一方的申立てを却下した。同アプローチの下では、自己に有利な ICSID 仲裁判断を得た投資家は、敗れた投資受入国を被告として、FSIA が定める事物管轄権、および人的管轄権の基礎となる送達の要件を充足し、さらに裁判地に関する規定に従った執行訴訟を提起しなければならない<sup>14)</sup>。

自己に有利な ICSID 仲裁判断を得た投資家にとっては、迅速かつ簡便な N.Y. 南部地裁による *ex parte* アプローチが望ましく、また多用されてもいた<sup>15)</sup>が、N.Y. 南部地裁の上級審に当たる第二巡回区連邦控訴裁判所

---

13) 104 F.Supp.3d 42 (D.D.C. 2015). なお、D.C. 地裁でも *ex parte* アプローチが採用された事例はあるが (*Miminco, LLC v. Democratic Republic of the Congo*, 79 F.Supp.3d 213 (D.D.C. 2015)), その後の裁判例では FSIA アプローチが採用されている。

14) 外国国家に対する米国の裁判所の裁判権についての一般規則である FSIA の下では、外国国家は原則として裁判権免除を享受するが (28 U.S.C. § 1604), FSIA が定める例外 (*id.*, §§ 1605–1607) のいずれかに該当する訴訟の場合には、裁判権免除が否定される。このように裁判権免除が否定されると、自動的に米国の裁判所に事物管轄権が認められ (*id.*, § 1330(a)), その上で FSIA が定める方法に従った訴状等の送達 (*id.*, § 1608) が行われることによって人的管轄権が認められる (*id.*, § 1330(b))。また FSIA は外国国家を被告とする訴訟が係属すべき裁判地 (venue) についても規定しており、D.C. 地裁は当該訴訟との関係性の有無にかかわらず、常に裁判地となることを規定する (*id.*, § 1391(f)(4))。FSIA の下での米国の裁判所の管轄権については、平覚「米国主権免除法の1988年改正法—外国国家との仲裁に関するリアムコ修正について」『商大論集』第41巻6号(1990年)47頁参照。また、FSIA アプローチの下でのそれら要件の充足についての詳細は、本稿 III 参照。

15) 例えば *Micula* 事件の場合、自己に有利な ICSID 仲裁判断を得た投資家の一人が、まず D.C. 地裁においてその確認を求める一方的申立てを提起し、それが却下されると、次に他の投資家らが N.Y. 南部地裁において承認を求める一方的申立てを行った。N.Y. 南部地裁は当該申立てを認めた (No. 15 MISC. 107, 2015 WL 4643180 (S.D.N.Y. Aug. 5, 2015); No. 15 MISC. 107 LGS, 2015 WL 5257013 (S.D.N.Y. Sept. 9, 2015)) が、その後、第二巡回区連邦控訴裁判所が、次章で紹介する *Mobil Cerro Negro* 事件控訴裁判決を踏襲し、一方的申立てを認

が、2017年に Mobil Cerro Negro, Ltd. v. Bolivarian Republic of Venezuela 事件判決<sup>16)</sup>(以下、「Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決」)を下し、判決のなかで FSIA アプローチを採用した。これにより、N.Y. 南部地裁における *ex parte* アプローチは以後認められないこととなり、FSIA アプローチへと手続が統一された。

以下では、FSIA アプローチを採用した Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決を紹介し、同アプローチの課題について検討を行う。

## II. Mobil Cerro Negro 事件

### 1. 事案経緯

Mobil Cerro Negro 事件は、モービル社（現エクソンモービル社）がその子会社<sup>17)</sup>を通じて行ったベネズエラにおける石油探鉱・採掘プロジェクトについて、それらプロジェクトにおけるモービル側の持分が2007年の国有化宣言によって収用されたことに端を発する。モービル側は、当該国有化に伴う損害の賠償を求めてオランダ王国＝ベネズエラ共和国投資協定<sup>18)</sup>に基づく ICSID 仲裁手続を開始した。その結果として ICSID 仲裁廷は2014年に、ベネズエラによる収用、および公正・衡平待遇義務違反を認定

---

めた N.Y. 南部地裁の判断を覆した (714 F.App'x 18 (2d Cir. 2017))。その後 Micula 事件の投資家らは再び D.C. 地裁へと戻り、FSIA アプローチに則った執行訴訟を提起し、執行が認められた (404 F.Supp.3d 265 (D.D.C. 2019))。このように Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決以前には、自己に有利な仲裁判断を得た投資家らが、より有利な方法での ICSID 仲裁判断の執行を求める、米国内での法廷地漁りが行われていた。

16) 863 F.3d 96 (2d Cir. 2017).

17) Mobil Cerro Negro, Ltd., Venezuela Holdings, B.V., Mobil Cerro Negro Holding, Ltd., Mobil Venezolana de Petróleos Holdings, Inc., および Mobil Venezolana de Petróleos, Inc. の5社である。

18) Agreement on encouragement and reciprocal protection of investments between the Kingdom of the Netherlands and the Republic of Venezuela, October 22, 1991.

し、約1,600百万米ドルの賠償、および利息の支払いを命じた<sup>19)</sup>。

当該仲裁判断を受けてモービル側は翌日、N.Y.南部地裁に対してその承認と判決の登録を求める一方的申立てを行った<sup>20)</sup>。第1650a条およびCPLR第54条に基づくこの一方的申立ては、同地裁のOetken裁判官によってその日のうちに認められ、当該仲裁判断についての判決が登録された。この判決登録の事後的な告知を受けたベネズエラ側は、同地裁にはFSIAの下での事物管轄権および人的管轄権がないとして、連邦民事訴訟規則第60条b項<sup>21)</sup>に基づく取消しを求めた。

ベネズエラ側の取消申立てを受けたN.Y.南部地裁のEngelmayer裁判官はまず、第1650a条はICSID仲裁判断がどのように国内判決に転換されるか、その承認手続について規定しておらず、制定法上の欠缺(statutory gap)があるとして、法廷地法であるCPLRの規定による補充を認めた。その上で、ICSID仲裁判断の承認手続におけるFSIAの適用について検討した。まず事物管轄権については、FSIAの下での仲裁例外<sup>22)</sup>(arbitration

---

19) ICSID Case No. ARB/07/27, Award, October 9, 2014. ただしその後のICSID特別委員会における仲裁判断取消手続の結果、賠償額は約188百万米ドルに減額された。ICSID Case No. ARB/07/27, Decision on Annulment, March 9, 2017.

20) ICSID仲裁判断についての判決の登録手続について、複数の用語が使われている。N.Y.南部地裁では「承認(recognition)」と表記されており、後に示すように第二巡回区連邦控訴裁判所では「執行(enforcement)」と表記される。また2019年のMicula事件判決においてD.C.地裁は、当事者が用いている用語であり混乱を避けるためとして、「執行」の代わりに、連邦仲裁法で用いられる用語である「確認(confirmation)」と表記するとした(404 F.Supp.3d 265, n1 (D.D.C. 2019))。ただいずれの場合にも、ICSID仲裁判断についての判決の登録という手続の内容に違いはない(前注5)も参照)。

21) Federal Rules of Civil Procedure Rule 60 (Relief from Judgment or Order).

22) 仲裁例外(28 U.S.C. § 1605(a)(6))は次のように規定される。

「…仲裁に付託することの、私的当事者とのまたは私的当事者のための外国国家による合意を執行するために、またはかかる仲裁合意に従って下された仲裁判断を承認するために訴訟が提起され、かつ以下のような条件に従う場合。…(B) 仲裁合意または仲裁判断が、合衆国について効力を有する条約またはその他の国際協定で仲裁判断の承認および執行を要求するものにより、規律さ

exception) と黙示的放棄例外<sup>23)</sup> (implied waiver exception) の適用によりベネズエラの裁判権免除が否定され、認められるとした。次に FSIA が定める送達および裁判地に関する要件については、それら要件の充足を求めることは、ICSID 条約および第1650a 条の下での迅速かつ自動的な ICSID 仲裁判断の承認手続と整合しないことなどを指摘した。結論としてベネズエラ側の取消申立てを退けた<sup>24)</sup>。

## 2. Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決<sup>25)</sup>

ベネズエラ側の上訴を受けた第二巡回区連邦控訴裁判所は、外国国家に対する ICSID 仲裁判断の執行手続について、連邦裁判所の事物管轄権および人的管轄権が第1650a 条または FSIA のどちらに根拠付けられるのか、特に人的管轄権については、FSIA が定める送達および裁判地に関する手続的要件の充足が求められるのかを検討した。以下に詳しくみる。

### (1) 事物管轄権について

控訴裁は、ICSID 仲裁判断の執行についての事物管轄権は、FSIA が定める黙示的放棄例外と仲裁例外によって認められるとした第一審に賛同したが、しかし、第1650a 条自体が事物管轄権の根拠となるというモービル側の主張は退けた<sup>26)</sup>。次の2点による。

第一に控訴裁は、FSIA が外国国家に対する管轄権の唯一の根拠 (sole basis) であると述べた連邦最高裁判所による *Argentine Republic v. Amera-*

---

れもしくは規律されうること…。」邦訳につき平「前掲論文」(前注14)) 60-61 頁参照。

23) 黙示的放棄例外 (28 U.S.C. § 1605(a)(1)) は、次のように規定される。

「外国が、明示的と黙示的との如何を問わず、その主権免除をすでに放棄している場合。…」邦訳につき本間浩「1976年主権免除法」『外国の立法』第17巻2号(1978年)73頁参照。

24) 87 F.Supp.3d 573 (S.D.N.Y. 2015).

25) 863 F.3d 96 (2d Cir. 2017).

26) *Id.* at 113.

da Hess Shipping Corp. 事件判決<sup>27)</sup>を参照し、FSIAの制定後に第1650a条が独立した事物管轄権の根拠として機能すると解することは難しいとした。すなわち、「FSIAの枠組みの包括性は、第1650a条が、〔米国の〕裁判所が外国主権に対する事物管轄権を行使するための独立した根拠を規定するものと解されるべきではないこと、または、少なくとも、それ〔(第1650a条)〕がかつてそうであったとしても、もはやそのような根拠を規定するものとして解されるべきではない、ということを示唆する<sup>28)</sup>」と。

その上で第二に、FSIAは、28 U.S.C. § 1604において、その制定時に既に存在していた国際合意 (existing international agreements) には適用されない<sup>29)</sup>とされる<sup>29)</sup>が、「Amerada Hess 事件判決において、最高裁判所は、FSIAに先行する国際合意は、それらが当該法〔(FSIA)〕の免除規定と明確に衝突するときのみ、当該法の範囲から除外されると説明した<sup>30)</sup>」とした。その上で、ICSID 仲裁判断を執行するための訴訟は、FSIAの下での黙示的放棄例外と仲裁例外に該当するため、「我々には、FSIAの免除規定とICSID条約または第1650a条との間に、最高裁判所が解釈するような第1604条の例外 (carve-out) を発動させる衝突はみられない<sup>31)</sup>」とした。

関連して控訴裁は、第1650a条の立法に係る下院報告を参照し、「第1650a条の下での外国主権に対する訴訟は、主権免除の対象に留まる<sup>32)</sup>」ことが想定されており、同条の下での手続が主権免除の通常の運用から除外されるとの議会の意図はみられないとした。加えて控訴裁は、再び Amerada Hess 事件判決を参照し、第1650a条は、私人が被告である場合の事物管轄権の根拠には依然としてなり得るとしても、「FSIAの制定後は、…

27) 488 U.S. 428 (1989).

28) *Mobil*, 863 F.3d at 113-114.

29) 28 U.S.C. § 1604は、「本法の制定時に合衆国が当事国となっている現行条約に従って [(subject to)], 外国は連邦裁判所および州裁判所の裁判管轄権から免除される。…」と規定する。邦訳につき本間「前掲論文」(前注23) 73頁参照。

30) *Mobil*, 863 F.3d at 114.

31) *Id.*

32) *Id.*



外国主権に対する事物管轄権をもはや授与しない<sup>33)</sup>」として、「FSIA は、ICSID 仲裁判断についての外国主権に対する判決を登録するための連邦裁判所における訴訟についての事物管轄権の唯一の根拠を規定する<sup>34)</sup>」と判示した。

(2) 人的管轄権について

控訴裁は、人的管轄権の争点として、FSIA が定める送達および裁判地に関する手続的要件の充足が ICSID 仲裁判断の執行手続に求められるかを検討し、以下の4点から肯定した。

第一に控訴裁は、送達および裁判地の要件が ICSID 仲裁判断に適用されるかについての議会の意図は明らかではないとした第一審を批判した。すなわち、「実際、FSIA は、第1605条 a 項 6 号によって規定される免除からの例外の下で、外国主権に対して国際仲裁判断を執行するための訴訟についての連邦裁判所の管轄権の行使を明示的に想定している。そして FSIA のいずれにおいても議会は、当該制定法の送達または裁判地の要件から、第1605条 a 項 6 号の下での外国主権に対する訴訟を明確に除外してはいない<sup>35)</sup>」として、ICSID 仲裁判断を執行するための訴訟が、FSIA の手続的要件から除外される理由はみられないとした。

第二に控訴裁は、米国政府の意見書<sup>36)</sup>を参照しつつ、ICSID 条約は執行の手段について締約国に留保しており、「FSIA の要件と合衆国の ICSID 条約の下での義務は、重大な緊張関係には立たない<sup>37)</sup>」として米国政府と見解を共にした。ICSID 条約第54条は、ICSID 仲裁判断に、確定した州裁判所の判決の地位を与えるが、米国における ICSID 仲裁判断執行手続の

---

33) *Id.* at 115.

34) *Id.*

35) *Id.* at 116.

36) U.S. Department of Justice, *Mobil Cerro Negro, Ltd. v. Bolivarian Republic of Venezuela*, Docket No. 15-707, Brief for the United States as amicus curiae (at [https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw7192\\_10.pdf](https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw7192_10.pdf) (as of April 20, 2021)) p. 13.

37) *Mobil*, 863 F.3d at 117.

性質までは規定していない。また、FSIA に従った執行訴訟を要求しても、ICSID 仲裁判断に十分な信頼と信用を与え、その本案について審理しないという連邦地方裁判所の義務に反するものではなく、また ICSID 仲裁判断を確定したのとして執行する ICSID 条約および第1650a 条の下での義務から解放するものでもないとした<sup>38)</sup>。

その上で控訴裁は、そのような訴訟は「長引いて良いものではない (need not be protracted)<sup>39)</sup>」として、あくまでも連邦民事訴訟規則の下での訴訟の開始、訴状の送達、および被告主権の出廷と応答的訴答提出の機会の必要性によるもので、訴状提出と送達が済んだ後は、訴答に基づく判決やサマリ・ジャッジメントを求めることもできるとした。また控訴裁は、第1650a 条の制定による米国内での画一的な執行手続を議会は望んでいたとした上で、「FSIA の適用は、手続における国家的画一性を促進する。〔ICSID 仲裁判断の〕執行についての一貫性は、我々には、外政 (foreign affairs) が要求し、また FSIA が〔その〕促進を目的としている、予見可能性および連邦〔部門による〕コントロールという価値と重要なことに一致するように思われる<sup>40)</sup>」とした。

第三に控訴裁は、ICSID 条約は自己執行的な (self-executing) 条約ではなく、ゆえに、まず第1650a 条の文言に焦点を当てて、ICSID 条約の下での ICSID 仲裁判断に関する連邦裁判所の権能の範囲を判断し、必要に応じて、同条の解釈の手がかりを同条約に求めるとした<sup>41)</sup>。その上で、ICSID 条約と異なり、第1650a 条は承認 (recognition) ではなく執行 (enforcement) にのみ言及しており、また同条における諸訴訟 (actions) や諸手続 (proceedings) という用語は、略式な一方的手続以上のものを通常意味し、また連邦民事訴訟規則で用いられている基本的な用語であるなどとして、「我々は、それら用語は、〔ICSID 仲裁判断の〕執行が当該仲裁

---

38) *Id.*

39) *Id.*

40) *Id.* at 118.

41) *Id.* at 119.

判断についての民事訴訟を通じて得られることを想定している、と理解する<sup>42)</sup>」とした。

また控訴裁は、第1650a 条が連邦仲裁法 (Federal Arbitration Act, 以下、「FAA」) の適用を排除していることから、裁判所が命令 (order) によって仲裁判断を確認する (confirmation) 手続の適用が ICSID 仲裁判断にはないこと、および FAA の下での仲裁判断に対する異議申立事由を ICSID 仲裁判断の債務者が利用できないようにすることが議会の意図であると指摘した。とはいえ、「FAA の下で可能な実体的な攻撃の ICSID 仲裁判断〔執行〕訴訟からの除外は、我々の判決においては、外国主権たる仲裁判断の債務者 (foreign sovereign award-debtor) が、当該仲裁判断を執行するための訴訟の告知、および当該仲裁判断に対する非本案的異議申立てを行う機会を否定されることが〔議会の〕意図であることを暗示しない<sup>43)</sup>」とした。

第四に控訴裁は、第1650a 条の規定から、連邦裁判所が州裁判所の判決に十分な信頼と信用を与えることを規定する 28 U.S.C. § 1738 を参照した。その上で、第1738 条は州裁判所の判決の執行方法を規定してはいないものの、「連邦裁判所は、州裁判所の判決を執行する前に、判決債権者〔(原文ママ)〕への告知と併せて、民事訴訟が提起されることを一般的に求める<sup>44)</sup>」とした。控訴裁は、議会が第1650a 条において、連邦裁判所間で認められている略式の判決登録手続を採用しなかったこと、そして同条に関する議会報告でも訴訟 (action) が提起されると説明されていることも指摘し、「我々は、第1650a 条は、一方的命令 (*ex parte order*) を通じてではなく、当該仲裁判断についての訴訟を通じた、連邦裁判所における

---

42) *Id.* at 120.

43) *Id.* at 121. なお非本案的異議申立ての例として、ICSID 仲裁判断の真正性 (authenticity) および確定性 (finality) に関する疑義、ならびに賠償の全額についての強制執行を不適当とするような相殺の可能性の主張が挙げられている。

44) *Id.* at 122.

ICSID 仲裁判断の執行を義務付けていると結論付ける<sup>45)</sup>」とした。

最後に控訴裁は、第一審が CPLR 第54条の適用の根拠とした *Keeton v. Hustler Magazine, Inc.* 事件判決<sup>46)</sup>について、「*Keeton* 事件判決は州裁判所による連邦裁判所の判決の取扱いを扱ったものであり、ICSID 仲裁判断は連邦裁判所によって州裁判所の判決として扱われるべきものである。〔*Keeton* 事件判決に依拠した〕*Siag* 事件判決<sup>47)</sup>はゆえに説得的でなく、また *Siag* 事件判決に依拠して南部地区の裁判所によって採用された手続は、もはや適用されるべきではない<sup>48)</sup>」と判示した。

結論として、ICSID 仲裁判断はそのような仲裁判断について連邦民事訴訟規則の下で提起された民事訴訟に従って執行され、「ICSID 仲裁判断の債務者が外国主権である場合には、FSIA の手続的強行規定 (procedural mandates) が監督し、〔そこには〕28 U.S.C. § 1330(b) の下で人的管轄権を得るために送達がなされること、および28 U.S.C. § 1391(f) の下で裁判地が適当であること、という要件が含まれる<sup>49)</sup>」とした。控訴裁は、N.Y. 南部地裁にはベネズエラに対する人的管轄権がなく、また裁判地としても適当ではないとして、ベネズエラによる判決取消申立てを退けた第一審の命令を覆し、登録された判決について取り消すとともに、モービル側の承認を求める申立てを却下するよう第一審に差し戻すとした<sup>50)</sup>。

### 3. 小 括

ここまでみてきたように、2017年の *Mobil Cerro Negro* 事件控訴裁判決は、投資受入国を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断の執行手続について、FSIA が定める事物管轄権、および人的管轄権の基礎となる送達の要

---

45) *Id.* at 123.

46) 815 F.2d 857 (2d Cir. 1987).

47) No. M-82, 2009 WL 1834562 (S.D.N.Y. June 19, 2009).

48) *Mobil*, 863 F.3d at 124.

49) *Id.*

50) *Id.* at 124–125.

件を充足し、かつ裁判地に関する規定に従った執行訴訟の提起が求められるとした点で、下級審である N.Y. 南部地裁による判断と異なっている。

まず事物管轄権については、FSIA の下での仲裁例外および黙示的放棄例外によって認められるが、第1650a 条が独立した事物管轄権の根拠とはならないとした。また送達および裁判地からなる FSIA の手続的要件の充足を求めることについては、ICSID 条約または第1650a 条に反するものではなく、同条の立法経緯を鑑みても、ICSID 仲裁判断の執行は、それら手続的要件を充足した執行訴訟によってなされると判示した。さらに控訴裁判決は、N.Y. 南部地裁がその根拠としてきた Siag 事件判決は説得的でないとして、以後、同地裁による一方的申立て (*ex parte* petition) に基づく手続がなされることを明確に否定した。

### III. Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決の整理・検討

#### 1. 手続の統一

Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決は、ICSID 仲裁判断の執行手続について、それまで連邦地方裁判所の間で生じていた *ex parte* アプローチと FSIA アプローチの並存状態を解消し、FSIA アプローチに統一したことで、手続の明確化・安定化をもたらした<sup>51)</sup>。この点に同判決の意義が認められるとともに、肯定的に評価できる。

---

51) 厳密には、Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決は、第二巡回区以外の連邦裁判所を拘束するものではない。したがって、*ex parte* アプローチを否定した第二巡回区、また当初から FSIA アプローチを採用しているコロンビア特別区およびヴァージニア州東部地区以外の巡回区などにおいて、*ex parte* アプローチによる ICSID 仲裁判断の執行が求められる可能性は否定できない。そのような場合、手続の相手方となる外国国家は、Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決を主張の根拠としつつ、申立ての却下を求めることになろう。なお、Matthew Slater et al., Jurisdictional And Forum Requirements For ICSID Award Recognition Against Foreign Sovereigns: Recent Developments And Debates, *Mealey's International Arbitration Report*, Vol. 32, #11 (2017) p. 9も参照。

同判決の約3か月後に第二巡回区連邦控訴裁判所は、Micula事件のICSID仲裁判断についても、*ex parte*アプローチによって承認を認めたN.Y.南部地裁の判断を覆した<sup>52)</sup>。またN.Y.南部地裁自身も、Tidewater Investment SRL v. Bolivarian Republic of Venezuela事件のICSID仲裁判断について、Mobil Cerro Negro事件控訴裁判決以前に行った*ex parte*アプローチに基づく承認申立ての認容を取り消した<sup>53)</sup>。第二巡回区において、Mobil Cerro Negro事件控訴裁判決は、有効な判例として確立しているといえる。

また、アメリカ法律協会（ALI）による米国国際商事・投資家対国家仲裁法リステイトメント<sup>54)</sup>（Restatement of the U.S. Law of International Commercial and Investor-State Arbitration）の2019年最終草案では、Mobil Cerro Negro事件控訴裁判決を受けて、FSIAアプローチに基づくICSID仲裁判断の執行手続に解説が改められた。それによれば、ICSID仲裁判断を執行するための訴訟についての連邦裁判所の事物管轄権は、FSIAの下での裁判権免除の1つまたは2つ以上の例外が当てはまる場合に認められ（§ 5.6(a)(1)）、また人的管轄権の成立にはFSIAの下での告知に関する要件（すなわち送達要件）の充足が求められる（§ 5.6(a)(2)）。またICSID仲裁判断の執行訴訟が、ICSID条約実施立法（すなわち第1650a条）の定める手続、およびFSIAの要件に従って行われるとの規定（§ 5.6(a)(6)）から、FSIAの下での裁判地に関する規定も適用されると解される<sup>55)</sup>。新たなり

---

52) 714 F.App'x 18 (2d Cir. 2017). その後のMicula事件のICSID仲裁判断の執行については前注15)も参照。

53) No. 15 CIV. 1960, 2018 WL 3860270 (S.D.N.Y. Jan. 22, 2018).

54) 同リステイトメントについては、最終草案が2019年のALI年次総会にて承認されている（at <https://www.ali.org/projects/show/international-commercial-arbitration/> (as of April 20, 2021)）。

55) Restatement of the U.S. Law of International Commercial and Investor-State Arbitration § 5.6 (The Conduct of Post-Award Actions in Connection with Investor—State Awards) (Proposed Final Draft, 2019). 同条の解説も併せて参照されたい。なお、この最終草案の規定に対して、2017年の第5次草案の§ 5.6におい

ステイトメントにおける解説を参照するに、米国における ICSID 仲裁判断の執行については、FSIA アプローチに基づく手続に統一されたといえる。

## 2. FSIA アプローチにおける手続法上の要件

FSIA アプローチの下では、自己に有利な ICSID 仲裁判断を得た投資家は、まずは執行のための訴訟を提起し、当該仲裁判断についての判決の登録を受けなければならない。そのような執行訴訟の提起に際しては、被告が投資受入国（米国にとっては外国国家）となるため、FSIA が定める要件の充足が求められる。

第一に、投資受入国を被告とする ICSID 仲裁判断の執行訴訟を審理するための事物管轄権が、米国の裁判所に認められることを要する。FSIA の下では、外国国家は原則として米国の裁判所の裁判権から免除されるが (28 U.S.C. § 1604)、例外事由 (*id.*, §§ 1605–1607) のいずれかに該当する場合、裁判権免除が否定され、自動的に事物管轄権が認められる (*id.*, § 1330(a))。Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決は、それら例外事由のうち、黙示的放棄例外 (*id.*, § 1605(a)(1)) と仲裁例外 (*id.*, § 1605(a)(6)) の 2 つの適用があるとして<sup>56)</sup>、ICSID 仲裁判断の執行訴訟において被告とな

---

ては、ICSID 仲裁判断執行手続について FSIA の要件の充足は求められていなかった。

56) それぞれの例外の規定については前注23) および22) を参照。

なお、ICSID 仲裁判断執行訴訟について黙示的放棄例外と仲裁例外の 2 つの適用があるとされるが、事物管轄権が認められるためには、FSIA が定める例外のいずれか 1 つに該当すれば足りる (28 U.S.C. § 1605)。そもそも仲裁例外は、FSIA の 1988 年改正 (いわゆる、「リアムコ修正」) で追加された例外事由である。特に ICSID 仲裁判断の執行訴訟において適用される B 号は、「仲裁合意または仲裁判断の執行を義務的とする国際協定に従う仲裁の場合に、仲裁地がたとえ合衆国以外であっても、仲裁合意または仲裁判断の執行訴訟において合衆国裁判所の裁判管轄権から免除されないことを規定し」ている (平「前掲論文」(前注14)) 61–62頁)。とはいえ、仲裁例外が認められる背景には、そのような国際協定の締約国における仲裁に同意した国家は、米国における仲裁判断の承認執行訴訟も予見していたはずであり、米国の裁判所の裁判管轄権への

る投資受入国の裁判権免除を否定し、事物管轄権を認めた。なお、この判断は同控訴裁の先例を踏襲したものである<sup>57)</sup>。

黙示的放棄例外および仲裁例外のどちらにおいても、その適用の根拠は、ICSID 条約締約国の仲裁判断の承認・執行義務を定めた、ICSID 条約第54条<sup>58)</sup>に求められる。まず黙示的放棄例外の場合には、執行訴訟の被告となる投資受入国が ICSID 条約の締約国であることで、当該国に不利な ICSID 仲裁判断が、第54条の下で米国において執行されることを当該国は予見していた、として執行訴訟に係る裁判権免除の黙示的放棄を認める。また仲裁例外については、ICSID 仲裁判断が、米国が締約国である ICSID 条約に基づいて下され、また同条約第54条が仲裁判断の承認・執行義務を規定していることに、当該例外の根拠があるとされる。

第二に、そのような執行訴訟において被告となる投資受入国に対する人的管轄権が、米国の裁判所に認められることを要する。FSIAが定める4つの方法(28 U.S.C. § 1608)のいずれかによって当該国に対する送達がなされると、人的管轄権が認められる(*id.*, § 1330(b))。すなわち、①当事者間に特別の合意がある場合には、その方法による呼出状(*summons*)および訴状(*complaint*)の写しの送達、②そのような合意がない場合には、適用可能な送達に関する国際条約に基づく送達、③それら2つの方法でなされ得ない場合には、呼出状および訴状の写しならびに訴訟告知書を、各書類の被告となる外国国家の公用語の翻訳と併せて、裁判所書記官が、当該国の外務省の長に対する受領署名を要する郵送により送達、そして④として、③の方法で30日以内に送達となされない場合には、裁判所書記官が合衆国国務長官に各書類を送付し、外交経路(*diplomatic channels*)での

---

同意が認められるとの主張があるとされる(平・同上)。その意味では、仲裁例外と黙示的放棄例外は、外国国家の裁判権免除を否定する根拠を共にしているともいえる。

57) *Blue Ridge Investments, LLC v. Republic of Argentina*, 735 F.3d 72, 83-85 (2d Cir. 2013).

58) ICSID 条約第54条1項の規定については前注2) 参照。



送達が行われる。

第三に、それら事物管轄権および人的管轄権の要件に加えて、FSIA が定める裁判地 (venue) の規定 (28 U.S.C. § 1391(f)) に留意しなければならない。すなわち、投資受入国が被告となる ICSID 仲裁判断の執行訴訟の場合には、同項第 4 号の規定に従い、D.C. 地裁が基本的な裁判地 (default venue) となる<sup>59)</sup>。もっとも、不適当な裁判地において ICSID 仲裁判断の執行訴訟を提起した場合でも、上述の事物管轄権および人的管轄権が成立しているのであれば、適当な裁判地への移送がなされ得る<sup>60)</sup>。

以上から、自己に有利な ICSID 仲裁判断を得た投資家は、事物管轄権の要件となる裁判権免除の例外事由を示し、人的管轄権の基礎となる送達を行い、さらに適当な裁判地において敗れた当事者である投資受入国を被告とする執行訴訟を提起することで、当該 ICSID 仲裁判断についての判決の登録 (entry of judgement) を受け、それに基づく強制執行手続へと移ることができる。

### 3. 検 討

以下では、Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判判決が採用した FSIA アプローチに基づく ICSID 仲裁判断執行手続の課題について、*ex parte* アプローチとの比較、および ICSID 条約の規定との整合性という観点から、若干の検討を試みる。

#### (1) *Ex parte* アプローチとの比較

前節で整理した通り、FSIA アプローチの下では、自己に有利な ICSID

---

59) Mouawad et al., *supra* note 4, p. 738 参照。28 U.S.C. § 1391(f) は、「…外国国家に対する民事訴訟は、… (4) 当該訴訟が外国国家またはその行政区画に対して提起される場合には、コロンビア特別区連邦地方裁判所に提起されることができる。」と規定する。

60) Continental Casualty Co. v. Argentine Republic, 893 F.Supp.2d 747, 754–755 (E.D.Va. 2012). この事件ではヴァージニア州東部地区連邦地方裁判所が、FSIA の下での事物管轄権および人的管轄権があることを認めた上で、D.C. 地裁に移送することが適当とした。

仲裁判断を得た投資家は、敗れた当事者である投資受入国を被告として、FSIAが定める事物管轄権、および人的管轄権の基礎となる送達の要件を充足し、かつ裁判地に関する規定に従った執行訴訟を提起しなければならない。これに対して *ex parte* アプローチの下では、FSIAの下での送達および裁判地に関する規定の遵守は求められなかった<sup>61)</sup>。このように、それら2つのアプローチの主たる違いは、手続の相手方となる投資受入国へのFSIAが規定する方法での送達、および適当な裁判地（基本的にはD.C.地裁）における執行訴訟の提起が求められるか否かにある。

それら送達および裁判地の規定が適用されることの理由付けにおいて、Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決は、手続の相手方が外国国家であることによる、外政的要求への配慮も示していた<sup>62)</sup>。すなわち、控訴裁は第1650a条の解釈に際して、FSIAの下での一貫性のあるICSID仲裁判断の執行手続が、予見可能性といった外政的要求と整合すること、またその執行訴訟について被告となる投資受入国に告知し、強制執行前の段階で非本案的異議を申し立てる機会を与えることの必要性に言及していた。

また米国政府が控訴裁に提出した意見書をみると、米国政府はFSIAの適当な適用に重大な関心を有し、また米国の裁判所が外国国家に与える待遇は、外国の裁判所における米国の互恵的な待遇という結果をもたらし得るとの記述がある<sup>63)</sup>。米国におけるICSID仲裁判断執行手続が相手国に不意打ちとならないように了知させ、応答する機会を与えることが、*ex parte* アプローチでは十分に保障されないとの懸念があったとも

---

61) これにより、N.Y. 南部地裁がICSID仲裁判断についての判決登録手続を、手続の相手方となる投資受入国に対する事前の告知なくして進めることが可能だったのである。

62) Slater et al., *supra* note 51, pp. 8-9, および Jason Rotstein, “Is the D.D.C. Becoming a Specialized Enforcement Court?,” *Kluwer Arbitration Blog* (2019) at <http://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/2019/06/06/is-the-d-d-c-becoming-a-specialized-enforcement-court/> (as of April 20, 2021) も参照。

63) U.S. Department of Justice, *supra* note 36, pp. 1-2.

に、米国自身が、外国国家の裁判所において米国を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断の執行手続が行われる場合に、事前の告知と応答の機会を付与されることを望んでいることが窺えよう<sup>64)</sup>。

FSIA アプローチの採用によって、執行訴訟の一貫性がもたらされ、また訴状等の送達をもって被告となる投資受入国に執行訴訟について事前に告知をすることが可能な一方で、ICSID 仲裁判断執行手続の長期化や煩雑化が懸念される。特に手続の長期化については、近時の裁判例の中には、ICSID 仲裁手続において敗れた投資受入国が FSIA の規定に基づく訴状等の送達に応じず、結果として1年以上かかった事案もみられる<sup>65)</sup>。FSIA の下での送達要件は、上述の通り、最終的には外交経路での送達が認められるが、*ex parte* アプローチとの比較においては、手続の長期化が考えられる。この手続の長期化という点で、米国の ICSID 仲裁判断の執行地としての魅力の低下の可能性も指摘されている<sup>66)</sup>。

## (2) ICSID 条約の規定との整合性

次に FSIA アプローチの下での執行手続の ICSID 条約の規定との整合性についてである。この点について、Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決は、ICSID 条約は仲裁判断の執行方法を各締約国に留保しており、FSIA の手続的要件の充足を求めることは ICSID 条約に反するものではないと判示

---

64) とはいえ、一方的申立てによる ICSID 仲裁判断の登録は例えば英国でも認められている。Rotstein, *supra* note 62 参照。英国における ICSID 仲裁判断の執行については、拙稿「EU 加盟国における ICSID 仲裁判断の執行問題—Micula v. Romania 事件を手がかりに一」『法学新報』第126巻5・6号(2019年)82頁以下も参照。

65) 例えば Tidewater Investments SRL v. Bolivarian Republic of Venezuela 事件では、敗れた当事者であるベネズエラが ICSID 仲裁判断の執行訴訟に係る送達を受領を拒否したため、D.C. 地裁によって執行が認められるまでに1年以上を要した。最終的には、FSIA の規定する外交経路による送達が行われ、欠席判決によって執行が認められた (No. CV 17-1457 (TJK), 2018 WL 6605633 (D.D.C. Dec. 17, 2018))。Rotstein, *supra* note 62 も参照。

66) Rotstein, *supra* note 62 参照。

した<sup>67)</sup>。この点については、しかしながら、ICSID 条約第54条2項<sup>68)</sup>との不整合性を指摘することができよう。

ICSID 条約第54条2項は、ICSID 条約の締約国において仲裁判断の承認・執行 (recognition and enforcement) を求める当事者に対して、ICSID 事務局長によって証明された仲裁判断の謄本を、各締約国の定める裁判所その他権限のある当局に対して提出することを求めている<sup>69)</sup>。したがってこの規定に照らせば、米国における ICSID 仲裁判断の執行手続に際して、敗れた当事者である投資受入国を被告とする執行訴訟の提起を求める FSIA アプローチは、ICSID 条約の規定と整合しないように思われる<sup>70)</sup>。

このような ICSID 条約第54条2項の規定を根拠として、米国の裁判所が ICSID 仲裁判断の執行訴訟の提起を求めることは ICSID 条約違反であ

---

67) 前注36) から38) および対応する本文を参照。

68) ICSID 条約第54条2項は次のように規定する。

「いずれかの締約国の領域において仲裁判断の承認及び執行を求める当事者は、その締約国がこのために定める管轄裁判所その他権限のある当局に対し、事務局長により証明された仲裁判断の謄本を提出しなければならない。各締約国は、このための管轄裁判所その他権限のある当局の指定及びその後日の変更を事務局長に通告する。」

69) なお、第54条2項の下で米国は、ICSID 仲裁判断の承認・執行にあたる国内機関として、連邦裁判所を指定し、ICSID に通告している。しかし FSIA アプローチの下では、裁判地に関する規定により、基本的な裁判地は D.C. 地裁となる。この点で、ICSID への通告内容と実際の裁判実務が乖離しているともいえる。Designations of Courts or Other Authorities Competent for the Recognition and Enforcement of Awards Rendered Pursuant to the Convention (ICSID/8-E) (July 2020) (at [https://icsid.worldbank.org/sites/default/files/2020\\_July\\_ICSID\\_8\\_ENG.pdf](https://icsid.worldbank.org/sites/default/files/2020_July_ICSID_8_ENG.pdf) (as of April 20, 2021)) p. 7.

70) そのような指摘としては例えば、Smutny et al., *supra* note 7, pp. 664–665, Christoph H. Schreuer et al., *The ICSID Convention: A Commentary, Second edition* (Cambridge University Press, 2009) p. 1144, また Aron Broches, “Awards Rendered Pursuant to the ICSID Convention: Binding Force, Finality, Recognition, Enforcement, Execution,” *ICSID Review – Foreign Investment Law Journal*, Vol. 2, Issue 2 (1987) p. 323参照。

る、との主張が将来的になされることも考えられる。Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決は、ICSID 条約は仲裁判断の執行方法を各締約国に留保しており、また ICSID 条約は自己執行的な (self-executing) 条約ではないとして、同条約の国内実施制定法である第1650a 条の規定に焦点を置いた解釈を行い<sup>71)</sup>、執行訴訟の提起が求められるとの結論に至った。仮に米国の裁判所が、ICSID 条約は第54条 2 項の下で執行地の裁判所における仲裁判断の執行方法についても規定しているとの解釈を採ることがあれば<sup>72)</sup>、その際には、たとえ第1650a 条が執行訴訟の提起を前提とした規定になっているとしても、その執行手続が ICSID 条約の規定やその目的に反することのないように、第1650a 条の解釈を行うことが求められるのではないだろうか<sup>73)</sup>。

#### IV. 結びに代えて

Mobil Cerro Negro 事件控訴裁判決は、投資受入国を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断の米国における執行手続として、FSIA アプローチを採用し、それ以前に N.Y. 南部地裁が認めていた *ex parte* アプローチを否定した。FSIA アプローチの下では、自己に有利な ICSID 仲裁判断を得た投

---

71) 前注41) および対応する本文を参照。

72) この点、D.C. 地裁が *ex parte* アプローチを採用した Miminco 事件判決は、一方的 (*ex parte*) 手続による ICSID 仲裁判断の承認が、第1650a 条の規定と整合することに加えて、証明された仲裁判断の謄本の提出がなされる点で ICSID 条約第54条 2 項の要件も遵守される、とした点で興味深い (79 F. Supp.3d 213, 216 (D.D.C. 2015))。ただし同判決は、その後の D.C. 地裁における ICSID 仲裁判断執行手続では踏襲されていない。また、同判決は法廷地法であるコロンビア特別区の手続規則を適用してはおらず、CPLR を適用していた N.Y. 南部地裁と異なる点もみられる。

73) ICSID 仲裁判断の執行手続に際して、英国の ICSID 条約国内実施制定法の下で適用する手続規則が ICSID 条約の目的に反するものであってはならないと判示した英国控訴院判決について、拙稿「前掲論文」(前注64)) 85-89頁参照。

資家は、敗れた当事者である投資受入国を被告として、FSIAが定める事物管轄権、および人的管轄権の基礎となる送達の要件を充足し、かつ裁判地に関する規定に従った執行訴訟を連邦地方裁判所に提起しなければならない。このFSIAアプローチの採用の背景には、手続の相手方が外国国家であることによる、外政的要求への配慮もみられた。

最後に、そのような外政的要求への配慮が、我が国におけるICSID仲裁判断の執行手続をめぐる議論にも求められ得ることを指摘しておきたい。例えば、我が国ではICSID条約第54条の規定を根拠として、ICSID仲裁判断は民事執行法第22条7号における「確定判決と同一の効力を有するもの」とされ、仲裁判断それ自体が債務名義となるとの見解がある<sup>74)</sup>。

このように我が国では、*ex parte*アプローチに近い手続が妥当するとの見地が示されてきたように思われる。しかし、執行判決や執行決定を得ることを求めず<sup>75)</sup>、事前の司法審査を経ずに、ICSID仲裁判断の執行手続が開始されることは、手続の相手方となる投資受入国にとっては不意打ちとなりかねず、当該国への告知と執行に対する異議申立ての機会の付与という視点からは、十分な配慮がなされないようにも思われる。アメリカにおけるFSIAアプローチのように、投資家の申立てによる強制執行の手続に入る前に、手続の相手方となる投資受入国の国家主権に配慮した事前手続を介すべきかについては、我が国におけるICSID仲裁判断の執行手続との比較法的検討が必要となろう。この点については別稿に委ねたい<sup>76)</sup>。

---

74) 高杉直「国際投資仲裁判断の執行—国際商事仲裁との比較—」『日本国際経済法学会年報』第26号(2017年)65頁、および横島路子「ICSID仲裁判断の承認・執行—その手続と実効性を中心に—」『上智法学論集』第53巻4号(2010年)335-336頁参照。

75) 民事執行法第22条は、外国判決については執行判決(同法第24条)を、また仲裁判断については執行決定(仲裁法第46条)を求めており、民事訴訟法第118条、および仲裁法第45条の下で、承認の可否について司法審査がなされる。

76) 田村侑也「EU域内外におけるICSID仲裁判断の執行問題—Micula v. Romania事件仲裁判断の執行—(一)・(二)」『法学新報』第128巻1・2号および3・4号(2021年刊行予定)。